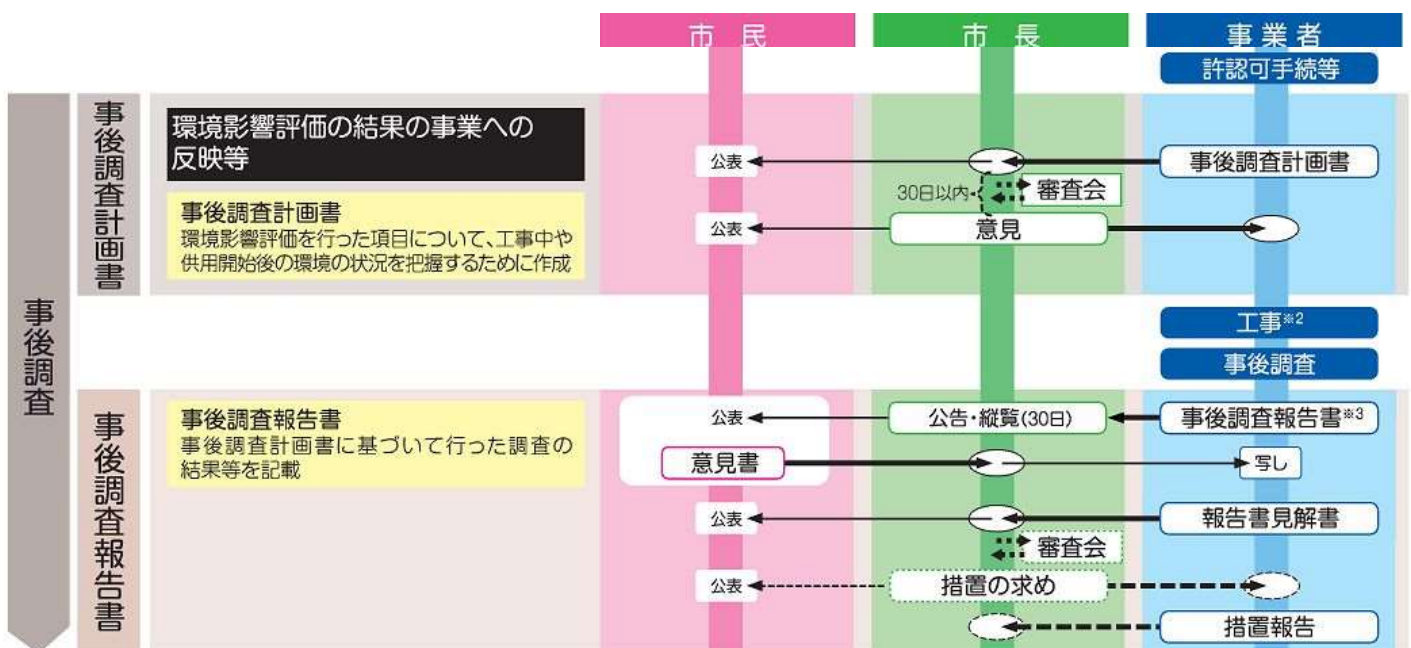


# 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設事業 事後調査報告書について

事業者	浜松市（廃棄物処理課）	計画地	天竜区青谷
対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設 （ごみ焼却施設）	対象事業の規模	焼却施設 399t/d （破碎施設 64t/d も設置）
手 続 状 況			
方法書（県条例）	H26. 10. 20（提出） → H26. 12. 26（市長意見） → H27. 3. 10（県知事意見）		
準備書～評価書	H29. 1. 16（準備書提出） → H29. 6. 15（市長意見） ⇒ H29. 9. 29（評価書提出）		
事後調査計画書	H30. 1. 29（提出） → H30. 2. 28（市長意見）		
事後調査報告書 1 回目	R1. 5. 17（提出） → R1. 7. 16（措置の求めなし）		
今後の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後調査報告書 2 回目提出</li> <li>・ 工事実施（事後調査も継続して実施）</li> </ul>		



※1 正式名称は、「浜松市環境影響評価審査会」です。  
 ※2 事業者は、工事着手前に「工事着手届」を、工事完了後に「工事完了届」を市長に提出します。  
 ※3 事後調査報告書の提出時期は、工事開始後から供用時です（複数回提出）。

「浜松市環境影響評価条例あらまし（パンフレット）」から一部抜粋

## ●事後調査とは

- ・ 環境影響評価の予測及び評価の結果が妥当であったか否か、計画通りに実施した環境保全措置により期待された効果が得られたか否かを検証し、必要に応じて適切な追加の環境保全措置を検討し講じるための調査（浜松市環境影響評価技術指針マニュアル P47）

## ●市長の求めとは

- ・ 市長は対象事業に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、環境の保全の見地から必要な措置を講じるよう求めることができる。（条例第 46 条第 1 項）
- ・ 対象事業者は、措置を講じたときは市長に報告しなければならない。（条例第 46 条第 4 項）

## 【市長の求めについて】

- ・現時点では、工事着手以降に著しい環境影響は発生していないため、追加の環境保全措置の求め（市長の求め）は行わないものとする。
- ・その他、事業を進めるに当たっては、引き続き当該事業に係る事後調査計画書（H30.1）に対する市長意見等を踏まえ、著しい環境影響が生じないよう配慮を求めることとする。

（参考）事後調査報告書 1 回目の審議事項 要約（令和元年度第 1 回審査会）

- ・現象を羅列するだけでなく、時系列を意識してその時々でベターな選択をし続けたことが分かる資料が必要。
- ・以前の審査会における指摘事項や流れが分かるような資料が必要。
- ・植物の移植について、周辺の国定公園指定種、例えばササユリなどもある程度含めて保全してはどうか。
  - 調整池周辺をビオトープとして整備する計画があり、公園指定種など地域を代表する種が生育できるような環境を創出できればと考えている。
- ・生態系について、自然遷移による乾燥化の記述があるが、これは湿地が自然になくなっていくということか。
  - ゆっくり湿地から草地や樹林に遷移している。工事は準備工段階なので、今のところ自然の流れと考えている。ただ、工事の進行でこれが加速する可能性があるため、今後引き続き経過を観察する。
- ・水質について、管理目標の上限を超えている原因が自然由来ならば、その幅を含んだ自主管理目標値を変えることができるか。目標値は文献に示されている、水棲生物の生息できる pH の範囲で、これを超えないような上限を設定すべきという趣旨の意見であったと記憶している。管理目標設定値の変更については、有識者に再度確認をお願いしたい。
  - 確認する。（有識者との協議により、自主管理目標値の上限を 7.8 から 8.0 に変更）
- ・原因究明や理解を深めるために、阿多古川、天竜川系のデータを含めて、しっかり収集、保管していく必要がある。また、今後の pH、濁度の変化について、見通しはつけているか。操業開始後に変化が生じると考えているか。
  - 水質面について対策を考えている。濁水については処理を行い、下流に流すことがないようにする。稼働後は、クローズドの設計のため、域外に流れ出るのは雨水のみである。処理した水は沢へは流れない。稼働後の事後調査で確認を行う予定である。

## 資料2

### 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る

### 環境影響評価 事後調査計画書に関する市長意見



#### 全般的事項

- 1 事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 2 対象事業に係る工事着手後に追加の環境保全措置又は事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で速やかに対応すること。
- 3 事後調査の結果については、追加の環境保全措置及び事後調査の内容も含めて、事後調査報告書により公表すること。
- 4 本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業であり、環境影響評価・事後調査は市が実施し、施設の建設・運用は民間事業者が実施するため、環境影響評価・事後調査の結果を事業の実施に適切に反映させること。
- 5 道路の整備に当たっては、環境影響を回避・低減するよう、専門家の指導及び助言を受けた上で、十分に配慮した設計・工法・環境保全措置を採用すること。
- 6 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「(仮称)青谷コース新設事業」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。



